

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 28 万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、年金事務所から、同僚の年金記録が訂正されたため、私の年金記録も訂正される可能性が有る旨の文書が届いたことから、自分の記録を確認したところ、申立期間における標準報酬月額が遡って引き下げられていることが分かった。

このような標準報酬月額の記録訂正には納得できないので、申立期間の標準報酬月額を、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 8 年 2 月 1 日）の後の平成 8 年 2 月 9 日付けで、6 年 3 月 1 日に遡及して 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「私はC業務及びD業務担当のB職であったが、社会保険等の事務には関与していなかった。」と主張しているところ、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、同社のB職であったことが確認できる5人（申立人を含む。）のうちの2人は、「当時、会社の資金繰りは全てE職が行っており、決定権や経営権はE職に有った。」と述べ、「申立人は、社会保険等の事務には関与していなかった。」と回答している上、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 8 年 2 月 1 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうちの2人（前述の

B職を除く。)は、「申立人は、C業務とD業務を担当していたB職であり、社会保険等の事務には関与していなかった。」と回答していることを踏まえると、申立人は、同社の社会保険事務について権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 28 万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から50年9月まで

私がA県の学生であった20歳の頃、母親と伯母から国民年金への加入を勧められ加入した。加入手続や国民年金保険料の納付は、全て母親に任せていたが、学校を卒業し、B市の実家に戻ってからは、アルバイト等の収入の中から渡していたお金で母親が保険料を納付してくれていたはずである。

昭和51年に家族でC市に移った後、母親から年金手帳を渡され、それまでの国民年金保険料は全て納付済であることを告げられ、その後は私自身で保険料の納付を行ってきた。46年頃にアルバイトのつもりで勤めていた職場を辞める際、厚生年金保険被保険者証等を渡されたのに驚き、「保険料を重複して払っている。」と言った記憶がある。

その後、平成9年頃に社会保険事務所（当時）で基礎年金番号通知書を提出した時に新しい年金手帳に代わり、それまで所持していた年金手帳に明記されていた「B」の文字が消えていた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことに間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の番号の市町村名欄及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の手帳交付年月日欄に押印された日付、並びに同払出簿において申立人の番号の前後に払い出された番号に係る国民年金任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和51年6月頃に行われたものと推認され、その時点においては、申立期間のうち44年1月から49年3月までの国民年金保険料は、時効により納

付することができなかつたものと考えられる上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、申立期間の国民年金保険料は、第3回特例納付実施期間中に納付することは可能であったものの、申立人には特例納付を行ったとの主張も無い。

また、申立人は、「20歳（昭和44年）の頃に母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。昭和51年に家族でC市に移った後、母親から年金手帳（オレンジ色）を渡され、社会保険事務所へ国民年金の転入手続のため当該手帳を持参した。その後、平成9年頃に社会保険事務所基礎年金番号通知書を提出した時に新しい年金手帳（オレンジ色）に代わり、それまで所持していた年金手帳に明記されていた「B」の文字が消えていた。」と主張しているところ、i）オレンジ色の年金手帳は昭和49年11月以降に順次交付されたものであり、申立人の母親が加入手続を行ったとする時期に交付された年金手帳の色とは相違すること、ii）平成9年に新しく交付されたとする申立人が現在所持している年金手帳の氏名欄に「C市」のゴム印が押され、同年年金手帳の住所欄の最上部にはC市の住所が記載されていること、iii）同年に新しく交付されたとする申立人が現在所持している年金手帳の様式は、昭和61年3月以前に発行されていたものであることを踏まえると、申立人が現在所持している年金手帳は、51年6月頃にC市へ転入後の国民年金の加入手続により交付されたものであると推認されるほか、社会保険事務所では国民年金の転入手続ができない上、C市で転入手続を行った際にB市で交付された年金手帳を提出したにもかかわらず、新たな年金手帳が交付されるとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人へ国民年金の加入を勧めたとする伯母並びに申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行っていたとする母親は既に死亡しており、申立期間当時の加入手続及び納付状況が不明であるほか、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びC市の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 23 日から 43 年 12 月 29 日まで
私は、年金事務所で年金受給の手続を行おうとしたところ、A社に係る厚生年金の記録について、同社を退職した後の昭和 44 年 6 月 19 日に脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。
しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 6 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社は、「申立期間当時の状況を確認することができず、当社における脱退手当金の取扱いについては不明である。」と回答しているものの、オンライン記録上、同社において申立期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる複数の者は、退職する際、再就職の予定がなければ厚生年金保険の掛け金を受け取ることができるとの説明が会社からあり、脱退手当金を受給した旨証言しており、これらの者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同様、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が確認できる。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月から 48 年 1 月まで

私は、申立期間において、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の期間を確認したところ、当該期間に係る記録は無いことが分かった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたのに記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、申立期間中の昭和 47 年 10 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるものの、申立期間（昭和 47 年 10 月 28 日以降の期間は除く。）において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が記憶していた同僚を含む。）の証言から、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間（昭和 47 年 10 月 28 日以降の期間は除く。）において、当該事業所にB職として勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の事情を聴取できた複数の者の中には、「B職は請負であり、正社員ではなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている者がいるところ、前述の事情を聴取できた複数の者の中に、A社に係る厚生年金保険被保険者となっている期間において自身がB職であったと証言する者は見当たらない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明のため事情を聴取できない上、当時の役員は、「会社が倒産してから 40 年も経過しているため、厚生年金保険に関するものを含め全ての資料は無い。」と回答しているほか、前述の申立期間（昭和

47年10月28日以降の期間は除く。)において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 53 年 8 月 14 日まで
私は、A社B(C)店に新規開店の時からD職として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないことが分かった。
給与から厚生年金保険料が引かれていたことを記憶しており、勤めていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同じ事業所(E店)に勤務していたとする複数の者の証言から、申立人は、申立期間の一部においてF社に勤務していたことが推認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、F社のG支店(所在地はH市I町)は、昭和52年8月1日に設置されていることが確認できる上、同社のE店のJ職だったとする者は、「E店の開店は昭和52年9月頃で、申立人は、その1か月から2週間前までに採用されたと思う。」と述べていることから、申立人は、申立期間のうち同年5月から同年7月頃までの期間について、同社に勤務していなかった可能性がある。

また、申立期間当時、F社のE店に勤務していたことがうかがえる複数の者に係る厚生年金保険被保険者記録から、同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、E店に勤務していた者をその関連会社であるK社において厚生年金保険に加入させていたことが推認できることから、E店の開店時に同店で採用されたことがうかがえる複数の者のK社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和53年7月25日となっていることから、F社は、E店の開店時に採用された者について、開店当初(昭和52

年9月頃)には厚生年金保険に加入させず、申立期間の終期の直前である53年7月25日に加入させていた可能性がある。

さらに、申立人は、「給与明細書には、多くの項目が記載されていたが、その中に社会保険料の項目があり、何千円か何百円か控除されていた。」と主張しているものの、当該控除額が厚生年金保険料であったかどうか明確に記憶していない上、申立期間当時、K社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で本店に勤務していたとする者は、「健康保険証を渡されてから、保険料が控除され始めた。」と述べているところ、申立人は、「健康保険証を受け取った記憶も、使用した記憶もない。」と述べている。

加えて、K社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、関連会社であるL社は、「F社は現在事業を行っておらず、関係書類は処分しており、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付を行ったかどうかについては不明である。」と回答しているほか、前述の申立人を記憶していた複数の同僚に事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。